

伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢崎市内における空き家の情報を登録し、空き家の購入又は賃借を希望する者にその情報を発信する空き家情報バンク事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、管理不全な空き家の発生を予防するとともに空き家の利活用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する住宅又は併用住宅（住宅で店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）であって、現に居住の用に供されていないもの（近く居住の用に供されなくなるものを含む。）をいう。ただし、共同住宅（長屋を含む。）を除く。
- (2) 空き家情報バンク 空き家の購入又は賃借を希望する者に空き家の情報を発信する仕組みをいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 協力事業者 本市と空家等の適正な管理の推進に関する協定を締結した団体（以下「締結団体」という。）に所属する宅地建物取引業者のうち、本市の空き家対策協力会員名簿に登録されており、所有者等の代理又は仲介を行う者をいう。

(空き家の登録要件)

第3条 空き家情報バンクに登録できる空き家は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 協力事業者が、代理し、又は仲介すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定による勧告を受けていないこと。

(4) その他市長が不相当と認める事由がないこと。

(空き家を登録できる者)

第4条 空き家情報バンクに空き家を登録できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、登録する空き家が借地に所在する場合又は共有である場合は、当該借地の所有者等又は当該空き家の共有者から空き家情報バンクの登録に係る同意を得た者に限る。

ア 当該空き家の所有者等であること。

イ 当該空き家の所有者等と媒介契約を締結した協力事業者であること。

(2) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

(空き家の登録申請)

第5条 空き家情報バンクに登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者等同意書（様式第2号）

(2) 登録を希望する空き家の所有者等を確認できる書類

(3) 当該空き家が借地に所在する場合又は共有である場合は、土地所有者等同意書（様式第3号）

(4) 協力事業者が申請する場合は、当該空き家の所有者等との媒介契約書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書により協力事業者の推薦の依頼があった場合は、協力事業者推薦依頼書（様式第4号）により、締結団体に協力事業者の推薦を依頼するものとする。

3 前項の依頼を受けた締結団体は、本市の空き家対策協力会員名簿に登載されている事業者から、登録申請者を代理し、又は仲介する事業者を、協力事業者推薦書（様式第5号）により市長に推薦するものとする。

4 市長は、前項により推薦のあった事業者を登録申請者に連絡する。

5 登録申請者は、協力事業者と空き家情報バンク登録カード（様式第6号）を作成し、速やかに市長に提出するものとする。

（空き家の登録又は不登録）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、登録の可否を決定し、その旨を空き家情報バンク登録（不登録）決定通知書（様式第7号）により、登録申請者に通知しなければならない。

2 登録期間は前項の規定による決定を受けた日から2年とする。ただし、登録期間を満了後、再度の空き家情報バンクに登録を希望する場合、前条に規定する登録申請を妨げない。

3 第1項の規定により空き家情報バンクの不登録が決定した空き家について、通知に記載された不登録理由が解消した場合は、前条の規定により再度の申請を行うことができる。

（空き家情報の公表）

第7条 市長は、前条第1項の規定により空き家情報バンクに登録された空き家（以下「登録空き家」という。）について、空き家情報バンク登録カードの登録事項（以下「登録事項」という。）を、市のホームページ及び市民情報コーナー（以下「市ホームページ等」という。）で速やかに公表するものとする。

（空き家の登録事項の変更）

第8条 第6条第1項の規定により空き家情報バンクに登録が決定した登録申請者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、空き家情報バンク登録事項変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに空き家情報バンクの登録事項を修正し、その旨を空き家情報バンク登録事項変更通知書（様式第9号）により登録者に通知するとともに、市ホームページ等で公表している登録事項を変更するものとする。

（空き家の登録の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの登録を取り消すとともに、市ホームページ等で公表している登録事項を削除するものとする。

(1) 登録空き家が、第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった

ことが判明したとき。

(2) 登録者が、第4条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。

(3) 登録者が関係法令に違反したことが判明したとき。

(4) 登録者が、偽りその他不正な手段により空き家情報バンクの登録を受けたことが判明したとき。

(5) 登録者から空き家情報バンク登録取消届出書（様式第10号）の提出があったとき。

(6) 登録空き家の所有者等に変更があったとき。

(7) 協力事業者が、本市の空き家対策協力会員名簿に登録されなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により空き家情報バンクの登録を取り消すときは、空き家情報バンク登録取消通知書（様式第11号）により、登録者及び協力事業者に通知するものとする。

（登録空き家の維持管理）

第10条 登録者は、登録空き家について申請時の状態の維持及び管理に努めるものとする。

（空き家情報バンクの利用）

第11条 登録空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「利用者」という。）は、当該空き家を代理し、又は仲介する協力事業者に直接連絡するものとする。

（登録空き家の報告等）

第12条 登録者は、登録空き家の売買又は賃貸借の契約が成立したときは、登録空き家売買（賃貸借）契約成立報告書（様式第12号）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、速やかに空き家情報バンクの登録事項及び市ホームページ等で公表している登録事項を変更するものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 協力事業者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報了他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。
- (2) 個人情報を漏らし、毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家情報バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なしに複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報については、業務終了後速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏えい、毀損又は滅失の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(登録空き家の交渉等)

第14条 この要綱は、空き家情報バンク以外による登録空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等を妨げるものではない。

2 市長は、登録空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等に関与しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、空き家情報バンク事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。